

事務連絡
令和2年3月2日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

民生主管部局 担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
児童養護施設等の対応について」の補足について

先般、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえまして、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童養護施設等の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）を発出しておりますが、以下のとおり補足しますので、管内児童福祉施設、関係団体等に周知の上、適切な運用をお願いいたします。

1. 交付要綱第7項に基づく特例措置について

本件は特例措置の協議を必要とするが、特例措置の内容については、各自治体で精査し妥当と判断されたものについては、基本的に承認する予定であるため、施設等の状況を把握した上で必要な対応をお願いする。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事項については、まとめて協議をすることとする。また、措置費等の支弁については、令和2年4月以降の支弁として取り扱われたい。

2. その他

- (1) 特例措置の申請時期等、事務手続きについては、後日お知らせする。
- (2) 今般の特例措置については、非常勤職員等の確保や超過勤務及び宿日直の増加など、主に人材確保における費用負担の増を想定している。

これらの事項以外に特例措置として協議するものがある場合は、事前に措置費係に相談されたい。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係

TEL : 03-5253-1111 (内線 : 4878)

e-mail : k-sochihi@mhlw.go.jp